

在宅医療・訪問歯科診療

療、訪問歯科診療について解説します。

まず、訪問歯科診療の初再診についてはこれまで同一建物居住者の診療人数により点数設定がされていましたが、今回さらに細分化され、表1のように変更されました。

特記すべき点としては

訪問診療1は20分未満の点数が廃止されたことにより1人のみの場合には時間要件なく1100点を算定できることになりました。またこれにより同じく時間要件に関係なく「在推進」「訪移行」も加

算算定が可能で、次に、訪問診療2・3においては診療開始より20分以内に患者の容体が急変し、治療を中断した場合でも、20分以上の点

表1

【改定前】

	20分以上	20分未満
訪問診療1 1人のみ	1,100点	880点



【改定後】

	時間要件なし
訪問診療1 1人のみ	1,100点

	20分以上	20分未満
訪問診療2 2～9人	361点	253点
訪問診療3 10人以上	185点	111点



	20分以上	増減	20分未満	増減
訪問診療2 2～3人	410点	+49点	287点	+34点
訪問診療3 4～9人	310点	-51点	217点	-36点
訪問診療4 10～19人	160点	-25点	96点	-15点
訪問診療5 20人以上	95点	-90点	57点	-54点

表2 対象患者の状態

- ①脳性麻痺等で身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態
- ②知的発達障害等により開口保持ができない状態や療養上必要な実地指導の目的が理解できず治療に協力が得られない状態
- ③重症の呼吸器疾患等で頻繁に実地指導の中断が必要な状態
- ④日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ実地指導に際して家族等の援助を必要とする状態
- ⑤人工呼吸器を使用している状態または気管切開等を行っており実地指導に際して管理が必要な状態
- ⑥強度行動障害の状態であって、日常生活に支障を来すような症状・行動が頻繁に見られ実地指導に協力が得られない状態
- ⑦暴力行為、著しい迷惑行為、器物破壊行為等が認められる者
- ⑧利用者の身体的理由により1人の歯科衛生士等による実地指導が困難と認められる者
- ⑨その他利用者の状況等から判断して、①～⑧のいずれかに準ずると認められる者

の廃止に伴い「口管強の場合」に変更されています。算定区分と点数に変更はありません。

また、複数名の歯科衛生士による訪問歯科診療を評価する項目として「複数名訪問歯科衛生指加算」150点が新設されました。施設訪問は算定不可。患者の状況による算定となっていて、患者が表2に掲げる状態のいずれかであることが条件です。患者提供文書は従来の記載内容に加え、同行したすべての歯科衛生士の氏名の記載が必要です。また、カルテには訪問した日の患者の状態の要点を記載する必要がありますのでご注意ください。

（吉原 右記）

数を算定することができ、まず「レセプト摘要欄記載と急変時の対応の要点のカルテ記載が必要」として、訪問歯科診療患

者のオンライン資格確認システム利用に対する加算点数として「在宅医療DX情報活用加算」8点が新設されています。詳細は保団連発行「歯科

診療報酬 2024年改定の要点と解説」P77ページをご参照ください。なおこれまでの「訪補助」「訪移行」にかかる「か強診」